

介護保険料の滞納整理を強化しています

■介護保険料について

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。介護保険に必要な財源は国県町が半分を負担し、残りの半分は介護保険加入者が保険料として負担していただくことになります。

介護保険料を滞納していると期間に応じて次のような措置がとられます。

① 1年以上滞納した場合

利用者が費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付が支払われる形となります。

② 1年6カ月以上滞納した場合

利用者が費用の全額を負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納が続くと、保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

③ 2年以上滞納した場合

滞納した期間に応じて、介護認定を受けた後に利用者負担が3割（はじめから3割の方は4割）に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

また、督促状や催告書の送付後も納付がない場合は、期限内納付者との公平性を保つために、財産調査を行い差押等の滞納処分を行います。

なお、災害など特別な事情で介護保険料を納付することが難しい場合は、保険料の減免などを受けられる場合もありますので、ご相談ください。

■問い合わせ

介護保険課 介護保険班 ☎ 0820 (73) 5503

税務課 徴収対策班 ☎ 0820 (74) 1031

9月1日～10月31日は、「動物の飼い方マナーアップ強化期間」です

☎生活衛生課 生活衛生班
☎ 0820 (79) 1010

気づかないうちに近所に迷惑をかけていませんか。最近、放し飼いにされている犬が、近隣住民の敷地にフンをしているなどの苦情が寄せられています。

ペットを飼うときは、周りへ配慮することがとても大切です。マナーを守り、最期まで責任をもって飼いましょう。

○犬の飼い主の方へ

- ・散歩中は、必ずリード等につなぎ、フンをしたら袋などに入れて持ち帰りましょう。
- ・飼養施設を常に清潔にして、周辺に迷惑をかけるようにしましょう。
- ・生後91日以上以上の犬は、「登録」と毎年1回の「狂犬病予防注射」が義務付けられています。
- ・死亡したとき、または飼主や住所が変わったときは、届出が必要です。
- ・迷い犬を防ぐためにも、首輪に鑑札、狂犬病予防注射済票を付けましょう。



○猫の飼い主の方へ

- ・他人の家にフンや尿をしたり、車に上がってキズをつけたりしていませんか。猫の健康や安全のためにも、できるだけ屋内で飼いましょう。
- ・繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。
- ・迷い猫を防ぐためにも、名札を付けましょう。



■野良猫へのエサやりについて

無秩序な野良猫へのエサやり行為は、飼い主のいない猫を増やすだけでなく、ノミの発生や悪臭等環境を悪化させることにつながります。一時的な感情で野良猫にエサを与えることは絶対にやめてください。

■ペットを捨ててはいけません

愛護動物を遺棄すると法により罰せられます。やむを得ず飼うことができなくなった場合は、生活衛生課にご相談ください。